

議案第八號

昭和年度東京府西多摩郡福生村熊川村組合事業執行費臨時對策低利資金歲入出追加予算

歲入

金拾壹圓貳錢

歲入追加予算高

歲出

金拾壹圓貳錢

歲出追加予算高

歲入出差引致金十二

[illegible]

款科

項目

不違
算額

糧

追
算
額

既
定

增減

附

記

助成金

110

0

110

失業救濟
臨時外資
貸助金

二二

卷之四
金

創業及興業
共同施設助
成金

二 菩薩安同
施助成金

歲出合計

三十九

二 菩薩安同
施助成金

$$\frac{7}{70}$$

三九七

11.11

△

昭利
七年
二月
十五日
提出

西多摩郡福生村熊川村組合長井上久右衛門

昭和七年第二回福生村能川村組合會議錄

下告知事件に
通

五
眠机七筆度者總倉藏
出印累件

和方全

此合卷呈請勅賜並其冊中條幅等件

曹全

知各書稿全數交出由余代

知不足齋叢書

今者草創，所與之強，當時亦無把握。幸蒙
 先生富貴，

海王堂藏書

海王堂

中
一
向
子
多
受
多
完
心
方
早
會
助
其
作
半

中一區以之界分爲東南西北

第一 基本財産運用の経過経過延一件

第二 昭和七年の決算書の審査結果延一件

第三 昭和七年の決算書の審査結果延一件

第四 昭和七年の決算書の審査結果延一件

第五 昭和七年の決算書の審査結果延一件

第六 昭和七年の決算書の審査結果延一件

第七 昭和七年の決算書の審査結果延一件

第八 昭和七年の決算書の審査結果延一件

第九 昭和七年の決算書の審査結果延一件

第十 昭和七年の決算書の審査結果延一件

第十一 昭和七年の決算書の審査結果延一件

第十二 昭和七年の決算書の審査結果延一件

第十三 昭和七年の決算書の審査結果延一件

第十四 昭和七年の決算書の審査結果延一件

一 昭和七年の決算書の審査結果延一件

二 昭和七年の決算書の審査結果延一件

三 昭和七年の決算書の審査結果延一件

四 昭和七年の決算書の審査結果延一件

五 昭和七年の決算書の審査結果延一件

六 昭和七年の決算書の審査結果延一件

七 昭和七年の決算書の審査結果延一件

八 昭和七年の決算書の審査結果延一件

九 昭和七年の決算書の審査結果延一件

十 昭和七年の決算書の審査結果延一件

十一 昭和七年の決算書の審査結果延一件

十二 昭和七年の決算書の審査結果延一件

十三 昭和七年の決算書の審査結果延一件

十四 昭和七年の決算書の審査結果延一件

一 昭和七年の決算書の審査結果延一件

二 昭和七年の決算書の審査結果延一件

三 昭和七年の決算書の審査結果延一件

四 昭和七年の決算書の審査結果延一件

五 昭和七年の決算書の審査結果延一件

六 昭和七年の決算書の審査結果延一件

七 昭和七年の決算書の審査結果延一件

八 昭和七年の決算書の審査結果延一件

九 昭和七年の決算書の審査結果延一件

十 昭和七年の決算書の審査結果延一件

十一 昭和七年の決算書の審査結果延一件

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

おのり

墨溪

漢書卷之九

和云隨命

加十之五
 (第38号)
 歳次壬子年
 中元節
 一乃
 朝西
 知令長
 一二〇日

[illegible]

千七百
 改メ二〇四ト
 旅費二〇月三
 二〇〇日
 當分〇
 二〇〇日
 全和八
 八

黒雲科ヲ中絶トシ云々ハナキナリナキニ至ルモ今亦以テ此等ノ事ヲ

[illegible]

(對)同月二日地七之四〇〇
全書五

三六〇日

[illegible]

八折
 五折
 三折
 二折
 一折
 七折
 六折
 五折
 四折
 三折
 二折
 一折

卷之五
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

[illegible]

昔々上臈
過年又收
之持此正
他之儲
少者亦要
通可也上
求之

長部十六有説并。擇也。金。今。一。孫。快。而。案。通。可。決。了。

義長爲漢下
認大改王
說今者國
即王說今
漢時通

宣字三宣三

中二眼机之事故调查书机部课 幸一 作

聖王允其請而並書用示儲宮乃有後世之修輯焉

知今之怪風年賦此件

長
張一清存
即讀

[illegible]

海長安
子云

[illegible]

海山先生集

東京府西多摩郡福生村且合又易

[illegible]

豫長子良有說予採決也今會一致而兩通

漢書卷之二十一
地理志第十一
漢書卷之二十一
地理志第十一

牙五祖机七年必狗事未健在书似合字高穆字上殿 出乃山景作
才方乞 狗事未健在书似合字高穆字上殿 出乃山景作

廿七 乞洞生書
書以在者書校所農山隆時
時第織初空室歲書中第外

二議
議長
中一議
今
郎議
中男

漢長石三件、一抔漢題二供、
んるうきふ

功十に有
 (~~中~~^右)
 三仲子るのありて通平に示る
 為今也

國書に確立したトサトリ求

張長安西番泥子掃地之令令一物而三子之泥令

有思予安有一通可破破由之

元
眼机七年
张王
藏
王
景
仲

一
流
長
（
并
立
也
）
一
流
今
一
流
中
國

漢世安有之況今之禍乎

張

陽長國陽子ト認大布安ヲ示之迄今之福ヲ享ス由ス

智之德會

第十一回 楊柳青上京書院 中郎乙款小學 楊青上京書院

第一條 凡在本會
（二十八日）
三月三日
乃雲南第一

備
子
考
に
言
ひ
に
五
〇
〇
(机腰掛二五〇)
三二五〇)
全
部
の
一
枚
堂
紙
横
帯

一 三月三十一日 (昭和七年三月三十一日) 全戸二校地修繕七五日云々
日 (昭和七年三月三十一日) 全戸二校地修繕七五日云々
昭和七年三月三十一日 全戸二校地修繕七五日云々
昭和七年三月三十一日 全戸二校地修繕七五日云々
昭和七年三月三十一日 全戸二校地修繕七五日云々
昭和七年三月三十一日 全戸二校地修繕七五日云々
昭和七年三月三十一日 全戸二校地修繕七五日云々
昭和七年三月三十一日 全戸二校地修繕七五日云々
昭和七年三月三十一日 全戸二校地修繕七五日云々
昭和七年三月三十一日 全戸二校地修繕七五日云々

議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項

議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項

議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項

一 議決事項 (昭和七年三月三十一日) 全戸二校地修繕七五日云々

議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項

議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項

議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項

議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項
議決事項

議決の二日一八日(日曜日) 今五款の議決を済ませるに就
明後日三月五日(土曜日) 今五款の議決を済ませるに就
不減額を以て他の三案を通過の決を以てす
議長第一項の議決を以て命令一紙を提出するに
可決す

議長第二項の議決を以て命令一紙を提出するに
可決す

議長第三項の議決を以て命令一紙を提出するに
可決す

議長第四項の議決を以て命令一紙を提出するに
可決す

議長第五項の議決を以て命令一紙を提出するに
可決す

議長第六項の議決を以て命令一紙を提出するに
可決す

議長第七項の議決を以て命令一紙を提出するに
可決す

議長第八項の議決を以て命令一紙を提出するに
可決す

議長第九項の議決を以て命令一紙を提出するに
可決す

議長第十項の議決を以て命令一紙を提出するに
可決す

議長第十一項の議決を以て命令一紙を提出するに
可決す

議長第十二項の議決を以て命令一紙を提出するに
可決す

二五二

議長たる通判長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、
令議長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、

か、其の事、其の事、其の事、

其の事、其の事、其の事、

議長たる通判長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、

其の事、其の事、其の事、

議長たる通判長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、

其の事、其の事、其の事、

議長たる通判長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、

其の事、其の事、其の事、

議長たる通判長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、

其の事、其の事、其の事、

議長たる通判長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、

其の事、其の事、其の事、

議長たる通判長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、

其の事、其の事、其の事、

議長たる通判長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、

其の事、其の事、其の事、

議長たる通判長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、

其の事、其の事、其の事、

議長たる通判長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、

其の事、其の事、其の事、

議長たる通判長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、

其の事、其の事、其の事、

議長たる通判長に於ける事、其の通判長より宣ふ事、

東京府西多摩郡福生村熊川村組合役場

東京府西多摩郡福生村熊川村組合役場

井上 久右衛門
井上 梅次郎
井上 清三郎
井上 清水次郎
清水 次郎